

## 平成30年税制改正大綱 給与所得控除等の見直し

昨年12月に発表された、平成30年度税制改正大綱では、個人所得課税の見直しを行なう旨、記載されていますが、これは、前年度大綱で取りまとめられた、個人所得課税の見直しに向けた基本的方向性に沿って行われるもので、(1)給与所得控除等の見直し、(2)公的年金等控除の見直し、(3)基礎控除の見直し、等があります。

概要をみてみます。



### 個人所得課税 給与所得控除等の見直し

#### 1. 改正の概要

◆給与所得控除の額が一律10万円引き下げられます。

◆給与所得控除の上限額が見直されます。

(改正前)給与収入金額1,000万円超→給与所得控除額の上限は220万円

(改正後)給与収入金額850万円超→給与所得控除額の上限は195万円

◆給与収入金額が850万円を超える場合であっても、本人が特別障害者に該当する場合や23歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置がとられます。

#### 2. 適用時期

平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税に適用される。

#### 3. 実務上の留意点

◆給与所得控除の額は10万円引き下げられますが、基礎控除の額は10万円引き上げられるため、給与収入850万円以下の場合には改正後においても税負担は変わりません。

◆給与収入の金額850万円超で、介護・子育て世帯でない場合には、税負担が増加します。

### 個人所得課税 公的年金等控除の見直し

#### 1. 改正の概要

①公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。

②公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額に、195.5万円の上限を設けられます。

③公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には、控除額が更に一律10万円引き下げられます。

④公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が2,000万円超の場合には、控除額が更に一律20万円引き下げられます。

#### 2. 適用時期

平成32年分以後の所得税、平成33年度分以後の個人住民税に適用されます。

### 3. 実務上の留意点

◆ 公的年金等控除額は 10 万円引き下げられますが、基礎控除の額は 10 万円引き上げられるため、公的年金等の収入金額が 1,000 万円以下の場合かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合には改正後においても税負担は変わりません。

◆ 公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、又は、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には税負担は増加します。

## 個人所得課税 基礎控除の見直し

### 1. 改正の概要

◆ 基礎控除の控除額が一律 10 万円引き上げられます。

① 所得税 38 万円→48 万円

② 住民税 33 万円→43 万円

◆ 合計所得金額が 2,400 万円(給与収入金額 2,595 万円)を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額 2,500 万円(給与収入金額 2,695 万円)を超える個人については基礎控除の適用はできません(個人 住民税も同じ)。

### 2. 適用時期

平成 32 年分以後の所得税、平成 33 年度分以後の個人住民税に適用されます。

### 3. 実務上の留意点

◆ 基礎控除の額が引き上げられる一方で、給与所得控除・公的年金等控除の額が引き下げられる改正が行われます。

◆ 一定の事業所得者や不動産所得者は減税となります。

### 4. 今後の注目点

◆ 働き方の多様化の進展状況等を踏まえ、今後も給与所得控除、公的年金等控除の額を引き下げ、基礎控除の額を引き上げるなどの改正が想定されています。

\* 「平成 30 年度税制改正大綱」(平成 29 年 12 月 14 日与党公表)に基づき、一般的な概要をまとめたものです。今後国会に提出される予定の法案等において記載した内容とは異なる内容が制定される場合もありえますので、ご留意下さい。